

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（北海道新幹線の開業等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</p> <p style="padding-left: 40px;">IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">伊豆急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I R いしかわ鉄道株式会社線 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第 14 条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）を発売することがある。</p> <p>(1) 急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4) 旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第 2 号及び第 3 号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>道南いさりび鉄道株式会社線</u> IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">伊豆急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 伊勢鉄道株式会社線 I R いしかわ鉄道株式会社線 WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線 土佐くろしお鉄道株式会社線</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場</p>	<p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第 64 条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場</p>

現行	改正
----	----

合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第 48 条の規定に準じて計算した 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（J R 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

(以下略)

合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第 48 条の規定に準じて計算した 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに 10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額（I R いしかわ鉄道株式会社線及び J R 西日本宮島フェリー株式会社航路にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

(以下略)

別表

別表

(201) 青い森鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
青い森鉄道株式会社線	東日本・ <u>東海</u> ・ <u>西日本</u> 旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	片、往、団、急	
	東日本・ <u>東海</u> ・ <u>西日本</u> 旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線好摩・目時間	花輪線 好摩	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線	八戸線 八戸	片、往、勤定、学定、団、急	
	同	大湊線 野辺地	同	
同	同	奥羽本線 青森	同	

(201)の2 I G R いわて銀河鉄道株式会社線

(201) 青い森鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	片、往、団、急	
	東日本旅客会社線及び I G R いわて銀河鉄道線好摩・目時間	花輪線 好摩	同	
	東日本・東海・西日本旅客会社線	八戸線 八戸	片、往、勤定、学定、団、急	
	同	大湊線 野辺地	同	
同	同	奥羽本線 青森	同	

(201)の2 I G R いわて銀河鉄道株式会社線

現行					改正				
連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
I G Rいわて 銀河鉄道株式 会社線	東日本・東海・西日本旅 客会社線	東北本線 盛岡	片、往、勤定、学定、団、 急		I G Rいわて 銀河鉄道株式 会社線	東日本・東海・西日本旅 客会社線	東北本線 盛岡	片、往、勤定、学定、団、 急	
	同	花輪線 好摩	同			同	花輪線 好摩	同	
	東日本・東海・西日本旅 客会社線及び青い森鉄道 線八戸・目時間	八戸線 八戸	同			東日本旅客会社線及び青 い森鉄道線八戸・目時間	八戸線 八戸	同	
	東日本・東海・西日本旅 客会社線及び青い森鉄道 線野辺地・目時間	大湊線 野辺地	片、往、団、急			東日本旅客会社線及び青 い森鉄道線野辺地・目時 間	大湊線 野辺地	片、往、団、急	
	東日本・東海・西日本旅 客会社線及び青い森鉄道 線青森・目時間	奥羽本線 青森	同			東日本旅客会社線及び青 い森鉄道線青森・目時間	奥羽本線 青森	同	

(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線

(403) I Rいしかわ鉄道株式会社線

連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	經由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
I Rいしかわ 鉄道株式会 社線	東日本・東海・西日本旅 客会社線	北陸本線 金沢	片、往、勤定、学定、団、 急		I Rいしかわ 鉄道株式会 社線	東日本・東海・西日本旅 客会社線	北陸本線 金沢	片、往、 <u>続</u> 、勤定、学定、 団、急	
	同	七尾線 津幡				同	七尾線 津幡		
	東日本・東海・西日本旅 客会社線及びあいの風と やま鉄道線高岡・倶利伽 羅間	城端線・氷見線 高岡	同			東日本・東海・西日本旅 客会社線及びあいの風と やま鉄道線高岡・倶利伽 羅間	城端線・氷見線 高岡	同	
		高山本線	片、往、勤定、学定、団				高山本線	片、往、勤定、学定、団	

現行				改正			
	東日本・東海・西日本旅客会社線及びあいの風とやま鉄道線富山・倶利伽羅間	富山	同		東日本・東海・西日本旅客会社線及びあいの風とやま鉄道線富山・倶利伽羅間	富山	同

附則

この通達は、平成 28 年 3 月 26 日乗車となるものから施行する。ただし、第 64 条の改正については、平成 27 年 3 月 14 日乗車となるものから適用する。